

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請に際し、 原価計算書を省略できる場合について

制 定	平成14年	1月18日	九運公福第49号
一部改正	平成15年	12月25日	
一部改正	平成16年	4月28日	
一部改正	平成16年	9月30日	
一部改正	平成18年	3月29日	
一部改正	平成18年	10月6日	
一部改正	平成21年	9月29日	
一部改正	平成26年	1月24日	

道路運送法施行規則第10条の3第3項により、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請に、原価計算書その他の運賃及び料金の額の算出の基礎を記載した書類の添付が必要がないと認める場合を下記のとおり定めたので公示する。

平成14年 1月18日

九州運輸局長 谷口 克己

記

1. 申請しようとする基本運賃が、公示した自動認可運賃と同一である場合
2. 申請しようとする運賃及び料金が、福祉輸送サービスに係る運賃及び料金であってケア運賃（自動認可運賃を大きく下回る運賃を除く。）介護運賃（著しく低額のものを除く。）に該当する場合。
3. 申請しようとする運賃が、定額運賃に係わるものであって、運賃適用地域において既に定着（利用者に著しい混乱が生じていないこと及び不当な競争を引き起こす状況にないことについて確認がなされたものをいう。）していると認められる場合。

附 則 本公示は、平成14年2月1日以降より受け付ける申請について適用する。

附 則（平成15年12月25日九運公福第52号改正）

記2の規定は、現在申請を受け付けている事案から適用する。

附 則（平成16年4月28日九運公福第8号改正）

記3の規定は、現在申請を受け付けている事案から適用する。

附 則（平成16年9月30日九運公福第47号改正）

記4の規定は、現在申請を受け付けている事案から適用する。

附 則（平成18年3月29日九運公福第84号改正）

記5の規定は、平成18年4月1日以降より受け付ける申請について適用する。

附 則（平成18年10月6日九運公第29号改正）

改正後の規定は、平成18年10月10日以降に受け付ける申請について適用する。

附 則（平成21年9月29日九運公第48号改正）

改正後の規定は、平成21年10月1日以降に処分するものから適用する。

附 則（平成26年1月24日九運公第82号改正）

改正後の規定は、平成26年1月27日以降に受け付ける申請について適用する。